

第1章 商品量目・特定商品

◇ 「特定商品」にはどのようなものが定められているか

Q

日常生活の中で、スーパー、百貨店等で食料品を購入する機会が多くあります。計量法では、正しく計量して販売しなければならない商品が定められているようですが、どのような基準でどのような商品が定められているのですか。

A

計量法では、「特定商品の販売に係る計量に関する政令」により、正しく計量して販売しなければならない商品（「特定商品」という）として「精米」をはじめ、主として消費生活必需物資について29の商品群を定めています。

その他、同政令では、商品群ごとに計量販売をするときの単位を「質量」、「体積」又は「面積」（「特定物象量」という）として定め、併せてその許容誤差（「量目公差」という）も定めています（同政令第3条）。

また、「特定商品」のうち密封して販売する場合、誰が計量して包装したか責任を明らかにするため、内容量及び包装した会社の名称又は氏名、住所を表記しなければなりません。こうした商品には、15の商品群について定めています（同政令第5条）。

➡* 具体的な商品群の名称については「事項別解説編」の事項『特定商品』をご参照ください。

◆特定商品の分類—「塩こしょう」、「七味唐辛子」—

Q

「塩こしょう」、「七味唐辛子」は、特定商品としてどこに分類されるのか教えてください。また、密封して販売するときに、特定物象量の表記が必要でしょうか。

A

- 1 「塩こしょう」は特定商品の販売に係る計量に関する政令別表第1の第18号に分類され、密封して計量販売するときは特定物象量の表記が必要です。
- 2 「七味唐辛子」は「香辛料」に分類され、密封して計量販売するときは特定物象量の表記が必要です。

解説

- 1 「塩こしょう」は「特定商品の販売に係る計量に関する政令」別表第1の第18号「食塩」と同第9号の「香辛料」の混合商品です。明確に分類されない商品ですが、特定商品同士の混合であり、計量しやすい商品でもあることから「その他の調味料」として別表第1の第18号に分類されています。
 - 2 「七味唐辛子」は混合商品のようですが、すべて「香辛料」ですから、「特定商品の販売に係る計量に関する政令」別表第1の第9号「香辛料」に分類される特定商品です。
- ➡* 混合商品については、本書『特定商品と非特定商品で構成されている商品の取扱い』もご参照ください。

◇非自動はかりの精度等級

Q

特定計量器検定検査規則の改正で、非自動はかりの精度等級は、「H級、M級、O級」（新法旧基準）から「1級、2級、3級、4級」（新法新基準）へと変更されましたが、はかりによっては、級を共有したり、どちらにも入るものがあります。これらの場合の検定公差の適用について教えてください。

A

「級」を共有するものとしては、「複目量はかり」が該当し、異なる精度等級の組み合わせは「1級及び2級」又は「2級及び3級」に限定されます（検定検査規則128条の2）*1。

「多目量はかり」は異なる目量を有する部分計量範囲がありますが、それぞれの部分計量範囲は、同一の精度等級に属していなければならないので、「級」を共有することはできません（検定検査規則128条）*2。

「複目量はかり」の検定公差は、それぞれの精度等級ごとの「単目量はかり」として適用します。

また、一つの非自動はかりが二つの精度等級に該当するのは、それぞれの精度等級に「目量等の値」と「目量の数」が当てはまっている場合です（検定検査規則129条）*3。

➡*1 *2 *3 経済産業省令41号（平成17年3月30日）により、「非自動はかりの性能（検定検査規則127条）」として、JIS B 7611-2によることとされました。施行期日は平成17年7月1日と規定されています。

❖届出製造事業者の工場の移転等により届出事項に変更があった場合の手続

Q

届出製造事業者になっていますが、工場の移転等、届出事項に変更があった場合はどのような手続が必要ですか。

A

届出製造事業者の場合は、計量法施行規則7条1項様式3の届出書記載事項変更届を、届出の事業の区分が電気計器の場合は、経済産業局長又は経済産業大臣、電気計器以外の特定計量器であれば、主たる事業場（事業所）を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出することになります（法42条）。

解説

1 変更届に係る事項

届出製造事業者は、次の届出事項に変更があったときは遅滞なく、定められた様式により、その旨を経済産業大臣に届け出なければなりません。

変更の事由が事業の譲渡又は合併若しくは相続により届出製造事業者の地位を承継した場合には、その事実を証する書面を提出しなければなりません（法42条）。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該特定計量器を製造しようとする工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、

記載例

◆届出書記載事項変更届（施行規則様式3）

届出書記載事項変更届

平成13年11月1日

経済産業大臣 殿

届出者 住所 東京都新宿区納戸町1-1

氏名 株式会社 計量

計量太郎 印

下記のとおり変更があったので計量法第42条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更のあった事項に係る事業の区分の略称
質量計第1類
- 2 変更のあった事項
新 中野工場 東京都中野区中央1-1-1
旧 新宿工場 東京都新宿区納戸町1-1
- 3 変更の事由
工場移転のため
- 4 指定製造事業者である場合はその旨
指定番号012345の指定製造事業者です。

➡*1 用紙の大きさは、A4です。縦長で使用し、横書きで記載します。

*2 氏名を記載し、押印することに代えて、本人の自署により署名することができます。

*3 宛名は経済産業大臣又は経済産業局長です。

第6章 その他

◇ISO9000と計量標準との関係

Q

ISO9000と計量標準との関係は、どのようになっているのでしょうか。

A

ISO9000では計測器校正の信頼性が要求されています。ISO/IEC17025に適合する校正機関が発行する校正証明書(たとえばJCS S 標準付き校正証明書)は、その信頼性を示す手段の1つです。

解説

ISO9000シリーズとしてよく知られている品質システム規格は、元来欧州で生まれたもので、生産工程の管理状態が一定の基準を満たしていることの証明手段として普及し、国際的な規格となっています。

規格の範囲には、トップの姿勢、事業所としての方針、設計、購入、外注、製造、検査、出荷、クレーム等が含まれていますが、この中に計測器の管理という項目があり、ここで校正が扱われています。

ISO9000を取得しているので製品の質も保証されているのではないかと勘違いする人もいるようですが、ISO9000は手順をルール化してそのルール通りに運営されていることを記録に残し、後でも追求できる体制であるというだけで、製品の優秀性の評価にはまったく関係ありません。